

事 務 連 絡

平成24年3月19日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険特別会計の款項目節区分についての一部改正について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」において新たに創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスが平成24年4月1日から実施されることに伴い、介護保険特別会計の款項目節区分について（平成11年10月5日付け事務連絡）の一部を別添のとおり改正しましたので、送付いたします。各市区町村における特別会計予算編成等の参考に供されますよう、ご配慮のほどよろしく申し上げます。

(別添)

介護保険特別会計の款項目節区分について（平成 11 年 10 月 5 日付け事務連絡）

(抄)

(傍線部分は改正部分)

6. 款項目節の区分

以下に項目節の区分の例を示すので、予算編成の参考にされたい。

保険事業勘定 歳入

(略)

保険事業勘定 歳出

(略)

介護サービス事業勘定 歳入

款	項	目	節	適用
1 サービス収入	1 介護給付費収入	1・2 (略) 3 地域密着型介護サービス費収入	<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護費収入</u> 夜間対応型訪問介護費収入 認知症対応型通所介護費収入 小規模多機能型居宅介護費収入 認知症対応型共同生活介護費収入 地域密着型特定施設入居者生活介護費収入 地域密着型介護	(略)

2～11 (略)	2～5 (略)	4～10 (略)	老人福祉施設入 所者生活介護費 収入 <u>複合型サービス 費収入</u>	
----------	---------	----------	--	--

介護サービス事業勘定 歳出
(略)